

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

1 (3) 公正なワークルールの確立と相談体制の充実に向けて

- ①各種労働法制については、企業、経営者団体等に周知・徹底をはかり、中小事業所の最低賃金や労災防止の安全対策など、大阪労働局と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。さらに悪質な事業所には罰則規定を盛り込んだ条例等を検討すること。

（回答）

労働基準法や最低賃金法などの労働関係法制度については、大阪労働局とも連携し、労働関係法令等を掲載した啓発冊子「働く人、雇う人のハンドブック」などの作成・配布、法改正等にあわせて、適宜ホームページへの掲載、セミナーの開催、リーフレットの配布等により、労働者はもとより、企業、経営者団体等に対し、周知・普及を図っています。

最低賃金や労災防止の安全対策の指導・監督については、大阪労働局及び労働基準監督署が所管しているため、条例の制定は困難ですが、大阪府では、労働関係法令違反の事業所に係る相談があった場合には、指導監督権限を有する労働基準監督署に誘導しております。

今後とも、労働関係法令の周知・普及、適切な相談対応に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労政課

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

1 (3) 公正なワークルールの確立と相談体制の充実に向けて

②労務管理や雇用形態の多様化によって個別労使紛争が増加していることから、労働相談体制の充実をはかること。

（回答）

大阪府では、府内事業所における労働問題をめぐるトラブルの未然防止と、労使の自主的な問題解決の支援を行うため、大阪府総合労働事務所において労働相談を実施しています。

職員、一般相談員による電話、面談による相談の他、高度な法的知識の提供や具体的な訴訟に関する相談、専門的な労務関係の相談については、弁護士や社会保険労務士による特別相談も実施しています。

労働相談件数は、平成 21 年度の 15,405 件が過去最高で、平成 22 年度は 13,247 件と約 14% 減少しましたが、毎年 1 万件を超える相談が寄せられています。相談内容では、「解雇・退職勧奨」に関する相談が最も多く、「労働契約」、「賃金未払い」に関する相談と合わせて、全体の約 3 分の 1 を占めています。

平成 14 年度からは、総合労働事務所の「調整」と労働委員会での「あっせん」を連携し制度化した「個別労使紛争解決支援制度」を開始し、トラブルの解決を支援しています。また、外国人労働者からの相談に対応するため、平成 19 年 9 月からは、英語、中国語の通訳を交えて、外国語による相談にも対応しています。

また、平成 23 年 12 月末の総合労働事務所北大阪センターの本所への統合に伴い、北大阪地域の利用者の利便性に配慮し、豊能府民センタービルにおいて、出張相談を実施しているところです。

さらに、平成 24 年度からは国の自殺対策基金を活用して職場のメンタルヘルス専門相談を実施することとしています。

今後とも、国や市町村と連携を図りながら、労働相談の充実に努めてまいります。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労政課